○まちぐるみによる子供の安全見守り活動促進要綱の制定について

平成21年12月22日例規（府対）第89号

改正

令和２年９月11日例規（府対）第83号

令和４年３月18日例規（府対）第12号

この度、別記のとおりまちぐるみによる子供の安全見守り活動促進要綱を制定し、平成22年１月１日から実施することとしたので、効果の上がるよう努められたい。

別　記

まちぐるみによる子供の安全見守り活動促進要綱

第１　趣旨

この要綱は、子供の安全を確保するため、子供の安全見守り隊活動が継続され、及び活性化されるとともに、まちぐるみによる子供の安全見守り活動が自主的に行われ、その活動に間隙が生じないよう必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

(１)　子供の安全見守り隊活動　主に登・下校時の子どもの安全を確保するため、小学校を中心としたＰＴＡをはじめとする地域住民が、通学路、遊び場等において子供の安全を見守る防犯活動をいう。

(２)　子供の安全見守り隊　子供の安全見守り隊活動に参加している地域住民をいう。

(３)　ながら見守り活動　日常生活又は事業活動を行いながら、防犯の視点を持って子供の見守りを行う活動をいう。

(４)　まちぐるみによる子供の安全見守り活動　子供の安全見守り隊活動及びながら見守り活動並びに子供の安全見守り隊に対して支援する活動をいう。

第３　促進体制

１　促進責任者

(１)　警察署（大阪水上警察署及び関西空港警察署を除く。以下同じ。）に促進責任者を置く。

(２)　促進責任者は、警察署長をもって充てる。

(３)　促進責任者は、子供の安全見守り隊活動の継続及び活性化を図り、まちぐるみによる子供の安全見守り活動を促進するための業務を総括するものとする。

２　促進主任者

(１)　警察署に促進主任者を置く。

(２)　促進主任者は、生活安全課長をもって充てる。

(３)　促進主任者は、促進責任者を補佐し、子供の安全見守り隊活動の継続及び活性化を図り、まちぐるみによる子供の安全見守り活動を促進するための業務を効果的かつ効率的に推進するものとする。

３　促進担当者

(１)　警察署に促進担当者を置く。

(２)　促進担当者は、防犯係員（豊能警察署にあっては、防犯少年係員）をもって充てる。

(３)　促進担当者は、子供の安全見守り隊活動の継続及び活性化を図り、まちぐるみによる子供の安全見守り活動を促進するための業務を行うものとする。

第４　促進するための業務

１　子供の安全見守り隊活動の継続及び活性化

促進責任者は、子供の安全見守り隊活動の継続及び活性化を図るため、次に掲げる業務を行うものとする。

(１)　子供の安全見守り隊との合同パトロールを通じて、子供の安全見守り隊活動の実態を把握するとともに、その活動が低調となる要因を調査し、その改善に向けた働き掛けを行うこと。

(２)　子供の安全見守り隊に対して子供の安全見守り隊活動の活動効果及び好事例等の情報をフィードバックすることにより、子供の安全見守り隊の活動意欲の向上を図ること。

(３)　関係する自治体及び教育委員会（大阪市、堺市、大阪市教育委員会及び堺市教育委員会を除く。）と連携して子供の安全見守り隊に対する研修会その他の会合（以下「研修会等」という。）を開催すること。

なお、大阪市域内及び堺市域内の警察署にあっては、区及び各小学校と連携して子供の安全見守り隊に対する研修会等を開催すること。

(４)　子供の安全見守り隊活動の具体的な実施方法を指導すること。

(５)　子供の安全に係る情報を提供すること。

(６)　その他子供の安全見守り隊活動の継続及び活性化に資する業務を行うこと。

２　地域住民・関係機関等に対する参加要請等

促進責任者は、まちぐるみによる子供の安全見守り活動を促進するため、次に掲げる業務を行うものとする。

(１)　ＰＴＡ総会、防犯連絡会等の地域における各種会合の機会を捉えて、地域住民等に対して子供の安全見守り隊活動の効果及び重要性を広報し、まちぐるみによる子供の安全見守り活動への参加を働き掛けること。

(２)　小学校における防犯訓練等の機会を捉えて、小学校の教職員に対して次に掲げる事項を働き掛けること。

ア　子供の安全見守り隊との緊密な連携

イ　子供の安全見守り隊との合同による子供の安全見守り隊活動の実施

ウ　児童及び保護者への子供の安全見守り隊に対する挨拶の励行等

(３)　関係する市区町村に対して通学路、公園等における危険箇所の改善、子供の安全見守り隊に対する子供の安全見守り隊活動に必要な物品の支給等の支援を働き掛けること。

(４)　事業者に対して「こども110番の家」事業への登録を勧奨するとともに、まちぐるみによる子供の安全見守り活動への参加を働き掛けること。

３　その他

促進責任者は、その他まちぐるみによる子供の安全見守り活動を促進するため、次に掲げる業務を行うものとする。

(１)　子供、教職員等に対して防犯教室及び防犯訓練を行うこと。

(２)　小学校における防犯設備等の点検及び改善に関する指導を行うこと。

(３)　その他まちぐるみによる子供の安全見守り活動の促進に資する業務を行うこと。

第５　関係者の連携

促進責任者は、関係各課員その他まちぐるみによる子供の安全見守り活動の関係者が相互に必要な連携を図れるよう配意すること。

前　文（抄）（令和４年３月18日例規（府対）第12号）

令和４年４月１日から実施することとしたので、了知されたい。